

原子力災害対策計画にむけての提言（原案5）に対する意見

玉山ともよ

<要旨>

- 1、提言でありながら何を提言しているのかが明確ではない。
- 2、提言書を受けて市（市長）がどのような対応をとるべきかが明確ではない。
- 3、提言書をもって原子力防災計画が篠山市において策定されるのかがどうか明確ではない。
すなわち、市に対し「原子力災害対策の計画を練り上げること」を提言しても、同計画を策定するよう同提言書で必ずしも求めているわけではないと読める。
- 4、早期避難の重要性を論じつつも、原子力災害時において市がどのような対応をとるべきなのかが具体的ではない。
- 10条通報になった時点で市長は（自主）避難の開始を宣言するのか。
- 5、ヨウ素剤の事前配布を市は今年度中に行うことを昨年度に発表しているが、提言書においてその実行をもっと明確に求めるべきではないのか。

-
1. 提言でありながら何を提言しているのかが明確ではない。提言は箇条書きで書いたものを添えるべきである。その内容は（原案5）では、下記の3点に集約できるのではないのか。

<提言1> 市は第10条通報発令時において、原子力災害対策本部の設置と避難準備の発令（屋内退避命令と自主避難勧告）を行うべきである。

<提言2> 市は原子力災害時におけるパーソナルシュミレーションの重要性を市民に伝え、それを行うことを助けなければならない。そのために必要な施策を講じるべきである。

<提言3> 市は被曝防護のための安定ヨウ素剤の事前配布をすみやかに行うべきである。

2. 提言書を受けて市（市長ならびに市議会）がどのような対応を取るべきかが明確ではない。

市長は、第15条通報、原子力緊急事態宣言が発令されてからの屋内退避ならびに避難勧告では、兵庫県の放射性物質拡散シュミレーションによる地理的条件等を踏まえた場合、初動が遅れてしまうので、10条通報の段階で市独自に対策を講ずる旨を国に伝え、その上で国の原子力災害対策指針が地域の実情に即していないことを意見書という形で国へ提出すべきである。

同様に、市議会においても10条通報による市独自の原子力災害対策を講ずることを精査し、国へ意見書を送ることを検討すべきである。

3. 提言書をもって原子力防災計画が篠山市において策定されるのかがどうか明確ではない。
すなわち、市に対し「原子力災害対策の計画を練り上げること」を提言しても、同計画を策定するよう同提言書で必ずしも求めているわけではないと読める。

市は原子力災害対策計画（防災計画の原子力版）を策定すべきである。

----いつまでに？ どのような内容を盛り込んで？ 県や国と整合性を取るのか否か？

4. 早期避難の重要性を論じつつも、原子力災害時において市がどのような対応をとるべきなのかが具体的ではない。10条通報になった時点で市長は（自主）避難の開始を宣言するのか。

避難準備の発令で、屋内退避命令と自主避難勧告があるが、両者を同時に行うのか、あるいはそうでないのか。市民はどちらなのかを迷うことになるのではないのか。

両者をどのように区別するのか。対象者はどのように規定するのか。または全くの市民の自主判断にゆだねるのか。「とっとと逃げる」こと＝自主避難に対する市の支援はまったくないのか。

10条通報時で万全の体制が取れるのか。災害対策本部は、10条通報を待たずに警戒事態の時点で設置すべきではないのか。

5. ヨウ素剤の事前配布を市は今年度中に行うことを昨年度に発表しているが、提言書においてその実行をもっと明確に求めるべきではないのか。

ヨウ素剤の事前配布をすると篠山市はすでに発表しているのであるから、それに向けての努力をもっとスピード感をもって行うべきではないのか。本委員会が開催される頻度やペースでは十分な議論を行うことができず、見切り発車されるおそれはないのだろうか。

.....

以上が、原案5から読み取れる提言で、その他の提言として下記に述べる。

- ① 篠山市は国へ避難に際しSPEEDIの活用を再検討するよう要望すべきである。
- ② 篠山市は緊急時において自主避難を奨励するのであれば、避難先や移動手段の確保について、もう少し市独自で確保する努力をするべきでないのか。姉妹都市などすでに交流がある市との防災協定、互いの緊急事態時に避難場所の優先的確保を行うことはできないのか。
- ③ 自主避難の奨励は近隣市との連携が欠けている。例えば三田市や丹波市など、あるいは県境を越えて南丹市や福知山市など、これら近隣自治体との原子力防災における協力関係をもっと緊密にすることを篠山市は目指すべきであり、そのための施策を講じるようにすべきである。そして必要ならば国、関西広域連合、県へ連名で意見書等をあげるべきである。

以上